平成２５年（フ）第５０４号
愛知県大府市共西町３丁目235番地
債務者　田中　睦美
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　真司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７２号
岐阜県本巣郡北方町曲路３丁目６番地　アビタ柱本８号
債務者　松本　英伸
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第９８号
岐阜市次木53番地１
債務者　臼井　文男
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　浩明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６４号
長野県松本市征矢野２丁目４番１号　メゾンリセス101号、前住所長野県松本市大字島立2061番地
債務者　勝野　　実
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小岩井弘道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１６５号
静岡県焼津市吉永2128番地の２、住民票上の住所静岡県藤枝市北方362番地の９
債務者　アルグエレスこと　アルグエレス　エドアルド
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　雅大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６７号
静岡県藤枝市北方379番地の36
債務者　デ　オリベイラ　アルグエレス　ルアナ
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　雅大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９号
高知県宿毛市幸町６番54号
債務者　みのる電化こと　上田　　穣
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後２時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
高知地方裁判所中村支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１６号
秋田県湯沢市西新町６番１号　湯城コーポ１－８号室
債務者　藤井　ナヲ
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１８号
秋田県横手市平鹿町浅舞字後野150番地
債務者　小松　優子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第３６号
山形県東根市大字若木9723―２　グリーンハウス南若木113、住民票上の住所福島県南相馬市原町区大木戸字松島221番地の16
債務者　潤米いづみ
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９９号
北海道寿都郡寿都町字矢追町391番地３
債務者　徳差　倫紀
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１００号
北海道寿都郡寿都町字矢追町391番地３
債務者　徳差　彩子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第９号
宮城県東松島市大塩字小分木32番地、前住所宮城県東松島市赤井字南栄町１番地４　コーポ安部102
債務者　寺崎　孝幸
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
宮城県東松島市大塩字小分木32番地、前住所宮城県東松島市赤井字南栄町１番地４　コーポ安部102
債務者　寺崎あや子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
奈良県大和高田市幸町６番３―320号　駅前ネオハイツ、前住所大阪府和泉市鶴山台１丁目24番14―102号
債務者　島田　良子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
奈良県大和高田市大字市場296番地５
債務者　井戸加代子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係